

【15 解説文】 清水越道開削一件上申（明治七年：一八七四）（A）

（表紙）

「自明治六年六月
至同 七年十二月

（朱印）

永年保存

官省御指令本書

土木掛

（朱書）

「租第百八号」

当県管下上野国ヨリ越後国ニ交通スルハ、
当県管下上野国ヨリ越後国ニ交通スルハ、

往昔ヨリ三国嶺ヲ経ルヲ通常トス、然
往昔（おうじゃく）より三国嶺を經るを通常とす、然（しか）

ルニ、上野国利根郡湯桧曾村ヨリ新潟
ルニ、上野国利根郡湯桧曾村より新潟

県管下越後国魚沼郡清水村迄一条
県管下越後国魚沼郡清水村迄一条

ノ樵路有レ之、俗ニ清水越ト称スル者ニテ、
ノ樵路（しょうろ）これ有り、俗に清水越えと稱する者にて、

其間里程凡五里半余、巉巖絶壁ニ
其（そ）の間里程凡（およ）そ五里半余り、巉巖（ざんがん）絶壁に

シテ、殆ント攀援スルニ難トス、然レトモ
シテ、殆（ほと）んど攀援（はんえん）するに難とす、然れども

北越ノ人民、常ニ魚米ヲ負擔、魚貫シテ
北越の人民、常に魚米を負擔（ふたん）、魚貫（ぎよかん）して

湯桧曾村ニ抵リ販売仕候、之ヲ三国
湯桧曾村に抵（いた）り販売仕り候、之（これ）を三国

嶺ニ比較スルニ、凡七里余短縮シ、加之直
嶺に比較するに、凡そ七里余り短縮し、加之（しかのみならず）直

路ニシテ人民ノ交通互市ノ便利、特（ひと）リ両国
路にして人民の交通互市の便利、特（ひと）り両国

人民ノ洪益ナルノミニ非ス、全国ノ経脈ニモ
人民の洪益（こうえき）なるのみに非（あら）ず、全国の経脈にも

關係可レ仕、一大要緊ノ線故ニ、多年開鑿
關係可（つかまつ）るべく、一大要緊（ようきん）の線故（ゆえ）に、多年

開鑿（かいさく）
之議屢々起ルト雖モ、畢竟其費用ノ

（の議屢々（しばしば）起こると雖（いえど）も、畢竟（ひつきよう）其の費
用の）

洪大ナルヲ以テ、遂ニ因循^(循力)尚ヲ当今ニ至
〔洪大(こうだい)なるを以(もつ)て、遂(つい)に因循(いんじゆん)尚
を当今(とうこん)に至〕

リテモ、空シク着手不ニ相成^一、是力為メニ自然
〔りても、空(むな)しく着手相成らず、是(これ)が為(た)めに自然

上越ノ物産互市ノ業、未夕盛ニ開ケス、殊ニ
〔上越の物産互市の業、未(いま)だ盛んに開けず、殊(こと)に〕

上野地方ノ如キ米価ノ貴、実ニ全国中ニ
〔上野地方の如き米価の貴(とうと)き、実に全国中に〕

比類ナキノミナラス、常ニ缺乏ノ憂ヲ抱
〔比類(ひるい)なきのみならず、常に缺乏(けつぼう)の憂(うれ)いを抱

カシムルニ至ル、是レ他ナシ、物産交通其宜
〔かしむるに至る、是れ他なし、物産交通其の宜(よろ)〕

シキヲ得サルカ為也、此地方ヲシテ米穀ヲ
〔しきを得ざるが為(ため)也、此(こ)の地方をして米穀を〕

潤沢ナシ、需用缺乏ノ嘆ナカラシムルニ、
〔潤沢(じゆんたく)なし、需用缺乏の嘆(なげ)きなからしむるに、〕

清水越ヲ開鑿スルヲ以テ要緊トナス、
〔清水越えを開鑿するを以て要緊となす、〕

然レトモ方今御国費御多端ノ際、之ヲ
〔然れども方今(ほうこん)御国費御多端の際、之を〕

官ニ仰クモ不ニ容易^一儀奉レ存候ニ付、管下
〔官に仰(あお)ぐも容易ならざる儀と存じ奉(たてまつ)り候に付、管下

ニ於テ開路ノ利沢ヲ潤^(ママ)被候郡邨市
〔に於いて開路の利沢(りたく)を潤(うるお)い候郡邨市〕

街ノ人民ニ懇篤説論仕候処、有志数
〔街の人民に懇篤(こんとく)説論仕り候処、有志数

輩皆欣躍、若干ノ金額ヲ出シ、以テ工
〔輩皆欣躍(きんやく)、若干の金額を出し、以て工

事ノ費用ニ充ンコトヲ願フ、既ニ経費ノ
〔事の費用に充(あて)んことを願う、既に経費の〕

目的粗相立候ニ付、此機会ニ乗シ民望ニ
〔目的粗(ほぼ)相立ち候に付、此の機会に乘じ民望に〕

応シ、雪解ノ季節ヲ待テ、清水越里程
〔応じ、雪解(ゆげ)の季節を待って、清水越え里程〕

凡五里半余、当県管下有志ノ民費ヲ
〔凡(およ)そ五里半余、当県管下有志の民費を〕

以テ、開鑿ノ工事着手仕度、最モ完全
〔以て、開鑿(かいさく)の工事着手仕り度、最も完全〕

具備ノ奏功ニハ巨万ノ費用ニテ、固ヨリ

（具備（ぐび）の奏功（そうこう）には巨万の費用にて、固（もと）より）

僅々タル民力ノ善ク弁スル処ニ非ス、

（僅々（きんきん）たる民力の善（よ）く弁ずる処に非ず、）

今般ノ挙ハ一時民望ニ応シ纔一脈、

（今般の挙は一時民望に応じ纔（わず）か一脈、）

道路ノ体裁ヲ設為スルノミ、弥利便ヲ

（道路の体裁（ていさい）を設為（せつ）するのみ、弥（いよいよ）利便を）

實際ニ目撃セシメ、益其情ヲ鼓舞シ、漸次

（實際に目撃せしめ、益（ますます）其の情を鼓舞（こぶ）し、漸次（ざんじ））

二修築シ、終ニ盛業ノ実績ニ趨歩為レ致度、

（に修築し、終（つい）に盛業の実績に趨歩（すうほ）致させ度、）

此段新潟県ニモ及ニ談判一候処、更ニ障碍ノ

（此の段新潟県にも談判に及び候処、更に障碍（しょうがい）の）

儀モ無レ之趣、仍テ開路略図相添、此段奉レ

（儀もこれ無き趣、仍（よつ）て開路略図相添え、此の段）

伺候、至急御指揮被レ下度、且有志出金

（伺い奉り候、至急御指揮下され度、且つ有志出金）

之額并ニ費用總計ハ追次具状上申可レ

（の額並びに費用總計は追次具状（ぐじょう）上申）

仕候也

（仕るべく候也）

熊谷県令河瀬秀治代理

明治七年五月五日 熊谷県権参事 津田 要[㊦]

内務卿大久保利通殿代理

内務大丞 林 友幸 殿

（朱書）

「書面清水越道路、有志之者出

（書面清水越え道路、有志の者出）

金ヲ以切開之儀聞届候条、新

（金を以て切り開きの儀聞き届け候条、新）

潟県打ち合着手可レ致候、且有志

（潟県打ち合わせ着手致すべく候、且つ有志）

出金之額、修築入費及ヒ保存之

（出金の額、修築入費及び保存の）

方法等詳細取調、尚可ニ申出一事

（方法等詳細取り調べ、尚（なお）申し出るべき事）

明治七年六月五日

内務卿 大久保利通 印